

◎新潟県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間 小千谷市真人町字堀手乙805番2から十日町市野口2587番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年8月21日